

【指摘または意見】

(41) 住宅新築資金等の償還手続きの公平性を確保すべきもの

住宅新築資金等原資貸付金制度は、同和関係者で市町村長が認める者に対する住宅新築資金の貸付けであり、市町村が窓口になっている。

県は、毎年度末に各市町村から貸付要領に基づく報告を受けているだけであり、債権管理上の回収リスクは負わないとしている。

債権管理については市町村によっては区々な対応に流れ易く、その取り扱いに差が生じることがありうる。また、この制度も、一応の目的を達したとして、平成16年3月31日には貸付事業も廃止され、専ら貸付金の償還の事務処理を行うこととなる。

したがって、各市町村の今後の取り組みについての情報収集をはじめ債権確保における公正性及び公平性の確保の見地からする調整等については、県の特段の配慮が期待される。

(42) 市町村の貸出しの運営管理等に検査を行うべきもの

平成13年度の市町村の報告に基づく「住宅新築資金等貸付事業（県単）に係る償還状況」という表を見ると、償還計画額8,700万円に対し滞納額が16億1,600万円であり、償還率は52%となっている。

貸付要領第13によると「知事は必要があると認めるときは、資料の提出を求めることができるほか、運営及び管理等について随時検査することができる」とされているので、制度貸付けの有効性を検証するためにも報告を受けるのみならず、県は市町村の貸出しの運営管理等について検査を行うことが望ましい。

28. 組合等土地区画整理資金貸付金 (No45)

<土木部 都市計画課>

【概要】

土地区画整理事業の事業資金の一部である保留地処分金は造成工事等が完了してからでなければ確保できないため、事業初期段階においては組合理事等が保証人になる等の手段により資金確保をせざるを得ないため、土地区画整理事業の初期段階での円滑な資金確保に対する支援を行い土地区画整理事業の推進に資するものである。

都市開発資金の貸付にかかると法律(昭和41年法律第20号)、住宅宅地供給促進型土地区画整理事業資金融資、土地区画整理組合貸付金貸付規則に基づいて、県は国から総額の2分の1を枠外債で調達し、県費の2分の1と合わせて組合に貸し付ける。貸付金の流れ等は次のようになっている。

- 資金の流れ

国 → 県 → 土地区画整理組合

総額の2分の1

- 償還方法 : 元金均等半年賦償還
- 償還期間 : 6年間の据置期間を含む8年以内
- 貸付限度額 : (施工面積×貸付単価) ÷ 2
- 貸付単価 : 平坦地 9,000円/㎡ 丘陵地 14,500円/㎡
- 貸付利息 : 無利子

【意見】

(43) 土地区画整理組合の財政状態に留意すべきもの

貸付制度の利用は組合の判断であり、資金需要は国への申請時に調査・把握されている。現在のところ延滞は発生していないが、昨今の地価下落によって保留地の処分が事前の計画どおりに進まず、近隣各県においては、最終的に組合が破綻状態に陥る例が見られる。

山梨県においても現実には平成13年度末の2件の貸付先である大里土地区画整理組合においては地価の下落があるので、当初の事業費39億9千万円を圧縮すべく事業費の見直しを行っている。当県でも地価下落の状況は同じであり、今後の組合の財政状態に留意されたい。

29. リニアモーターカー山梨実験線に係る貸付金 (No46)

<企画部リニア推進課>

【概要】

平成2年6月25日に超電導磁気浮上方式鉄道に係わる山梨実験線が運輸大臣の承認を受けたこととともない、山梨県は、平成2年10月11日に財団法人鉄道総合技術研究所と、東海旅客鉄道株式会社の立会いのもとで、このリニアモーターカーの実用化技術開発を円滑に進めるために、平成2年から9年にかけて総額160億円を同財団に貸し付ける協定を取り交わした。

これを受けた形で、県は財団法人鉄道総合技術研究所に平成3年2月4日に10億円の貸付に始まり平成10年3月16日までに160億円を貸し付けた。その後平成12年3月23日に26億円の返戻により総額134億円を貸し付けている。

【意見】

(44) 契約書の内容を見直すべきもの

この協定では、第2条において担保提供しないとしており、第3条で、貸付金の償還条件は、山梨実験線における実験が終了した後に決定するとしながら、償還条件の基本事項について

- ① 営業線開業までは、据置とすること。
- ② 営業線開業後、概ね20年程度で償還すること。
- ③ 各年度の償還額は営業線の収支状況に応じて設定すること。

としていいる。
また、同日の平成2年10月11日に上記3者で上記貸付金の保証契約に関する協定を結び、東海旅客鉄道株式会社が超電導磁気浮上方式による中央新幹線について、全国新幹線軌道整備法に基づき運輸大臣から営業主体の指名をうけたとき、上記貸付金の保証契約を締結している。

したがって、この貸付金について保証契約は存在しない。
この貸付金の金銭消費貸借契約書では、「第2条 貸付の期間、据置期間、利子、元金の返還その他償還条件は、協定第3条の定めるところにより決定する。」としているが、協定第3条は、上記のように「償還条件」の決定時期を示したものであり、償還条件の基本事項は、不確定の記載で曖昧となっており、利子についての規定はなく、金銭消費貸借契約が本来具備すべきとされる条項からかけ離れたものとなっている。

契約当初は不確定要素があったとしても、今後、リニア実験線が終了した時点で適切な契約書の作成を検討されたい。

30. 消費者訴訟費用貸付金 (No48)

<企画部県民生活課>

【概要】

「山梨県消費生活の保護に関する条例」の第22条に事業者の提供する商品又は役務によって被害をうけた消費者が、その事業者を相手とする訴訟を行う場合、次の要件をいずれも満たす場合にその訴訟の費用について貸し付けるものである。

- ① 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品又は役務に係わるもの
- ② 一件あたりの被害額が規則で定める額50万円以下の被害に係わるもの
- ③ 山梨県消費生活紛争処理委員会において、当該消費者訴訟を援助することが適当と認められたもの
- ④ 県内に住所を有するもの
- ⑤ 勝訴等の見込みのあるもの

【指摘または意見】

(45) 実績がなく貸付条件を見直すべきもの

条例、規則、申請手続き等には問題ないと考えられるが、制度発足以来、平成13年度まで実績がなく他県でもその利用は少ないようである。

消費者問題は、山梨県消費生活センターに持ち込まれたものは、助言や法律相談で支援している。相談件数は、平成11年度4,593件、平成12年度5,282件、平成13年度5,924件と年々増加している。

しかし、訴訟案件が少ないこともあるが、利用実績がないということは、①要件のうち「勝訴等の見込みのあるもの」は、事前の検討では判断が困難ではないのか、②この貸付制度が利用したい県民に十分に周知されていないなどの点が影響しているのではないかと考える。

消費者被害の防止のために被害者の利用可能性を考慮して見直しを検討されたい。

31. 山梨県奨学金貸付金 (No49)

<教育委員会 高校教育課>

【概要】

優秀な生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し奨学金を貸し付け、もって、有用な人材を育成することを目的とする。

平成13年度末貸付残高は61百万円となっている。

- 期 間：奨学生として決定したときからその者の在学する学校の最短修業年限の終期まで。
- 金 額：月額1万8千円（私立学校に在学している者に対しては月額3万円）
自宅外通学者は月額5千円。
- 利 息：無利子
- 返 還：貸付の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、15年以内において教育委員会規則の定めるところによる。

【指摘または意見】

(46) 残高管理を適切に行うべきもの

現在、その年度毎の償還金額を個別台帳で調べ、調定を行い、入金の確認をして、入金未済額の確認を行っているが、残高の管理が不十分である。例えば残高明細、期末の貸付金残高合計、延滞期間別合計、償還延滞先リスト等の資料が作成されていない。

(47) 入金未済額の回収努力を行うべきもの

年1回6月末時点で未済額の全ての相手先に対し8月に督促状を台帳のコピーと納付書と共に送付している。中には電話連絡により督促している先もある。法的手段（差し押さえ、連帯保証人への差し押さえ等）は行っていないので、正常に返済している先と比較して公平性が損なわれている。担当者の説明によると①およそ6-7割の相手先は約定通り償還している。②督促先の1割程は受取人不明で督促状が戻ってくる。③最古の督促先は昭和53年である。

このような事実を踏まえ、時効成立の有無、法的措置の実行、償却等について検討するとともに、また、それらのアクションを起こす時の基準を作成することを検討されたい。

(48) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの

奨学生となる条件の一つに親族の収入基準（収入金額から諸控除を差し引いた額が一定額以下）があり、日本育英会の収入基準によっている。この控除額に同一扶養者に扶養されている本人以外（兄弟等）の修学生がいる場合について国公立高校

の場合控除額は28万円、私立大学の場合は101万円といった控除があるが、現在この確認を電話のみで済ましてしている。（本人からは在学証明を徴収）本人以外の修学生についても在学証明も徴収すべきである。

32. 山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 (No50)

<教育委員会 高校教育課>

【概要】

山梨県内に所在する高等学校の定時制の課程及び通信制の課程に在学している生徒であって経済的理由により修学が困難な者に対し修学奨励金を貸し付け、もって、定時制の課程の修学を促進し、教育の機会均等を図ることを目的としている。

平成13年度末貸付残高は、3,870千円となっている。

- 期 間：貸付を受けた期間を通算して4年以内
- 金 額：月額1万4千円
- 利 息：無利子
- 返 還：修学奨励金の貸付を廃止されたときは、廃止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸付を受けた月数を通算した期間に相当する期間以内に返還しなければならない。なお、定時制課程等を卒業した時等は返還を免除される。

【指摘または意見】

(49) 残高管理を適切に行うべきもの

山梨県奨学金貸付金と同様、残高管理は不十分である。残高明細、期末の貸付金残高合計、延滞期間別合計、償還延滞先リスト等の資料はない。

(50) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの

① 所得制限について山梨県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金条例施行規則第3条第1項第2号では「生徒が扶養親族である場合には、当該生徒を扶養する親族の年間所得が所得税法に基づき課税対象とならない額の最高額の106%以下であること」と規定されているが、現在の運用は実際の収入金額条例施行規則の扶養する親族が共働きの場合について、それぞれの課税対象とならない合計を基準とするのか不明である。

② 同条例第2条1項3号に「経常的収入を得る職業に就いている者であること」という条件があるが、年間2万円程度の収入のものも奨学金を利用しており、“経常的”との意義について明確にするよう検討されたい。

33. 山梨県地域改善対策高等学校奨学金(No51)

<教育委員会 高校教育課>

【概要】

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第2条第1項に規定する県内の対象地域等に居住する同和関係者の子弟で経済的理由により高等学校等に進学後修学が困難なものに対し修学資金を貸与し、もってその修学の促進を図ることを目的とする。

平成13年度末貸付残高は、1億5百万円となっている。

- 期 間： 奨学生として決定したときからその者の在学する学校の最短修業年限の終期まで。
- 金 額： 国立又は公立の高等学校等の在学者が月額2万3千円。
私立の高等学校等の在学者が月額4万3千円。
国立又は公立の短期大学又は大学の在学者が月額4万8千円。
私立の短期大学又は大学の在学者が月額8万2千円。
- 利 息： 無利子
- 返 還： 高等学校等を卒業、又は退学したとき等の事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、20年以内に教育委員会規則の定めるところによる。

【指摘または意見】

(51) 残高管理を適切に行うべきもの

山梨県奨学金貸付金と同様、残高管理が不十分である。例えば残高明細、期末の貸付金残高合計、延滞期間別合計、償還延滞先リスト等について照合できない状態にある。

担当者に台帳を全部集計してもらったところ、下記のとおり台帳の方が約383万円多く残高が残っていることが分かった。10年以上前の調定台帳等は残っており、はつきりした原因は不明のままである。

これは、伝票や調書を含む書類は、単に年限を経過したからとして廃棄されており、本来は、伝票や調書の内容が整理されて永久保存の台帳や原簿に整理転記されなければならないものであるが、補正されないままに長年放置されるに至ったというのが実情のようである。

台帳の消しこみ漏れとも考えられるが、なお調査確認を徹底し、改めて債権管理の徹底を期すべきである。

返還把握者	5人	5,541,300円
返還完納者	6人	16,500円

借用証書未提出者	3人	45,996,980円
貸与継続者	12人	17,915,430円
調定継続者	28人	19,184,514円
返還免除者	8人	11,522,550円
返還猶子者	4人	9,064,396円
計	97人	109,241,670円

また、返還意思のない者の残高が多いため、平成13年度末の貸付残高105,402,526円に対して年度の返済額の合計が393,596円と低調である。

以下に述べるとおり適切な債権管理が必要である。

(52) 借用証書未提出者が多いのでその提出の手続きをすべきもの。

通常貸付期間の終期に借用証書を提出させ奨学金の返還に移るが、この借用証書が提出されず返還がされていない者が相当数ある。平成13年度末現在合計34人で債権合計額は45,996,980円となっている。昭和62年度より貸付の制度が始まり、返済が必要な奨学金であることが関係機関、関係団体に十分理解されなかつたこととであるが、奨学金の貸与を始めるときには本人、親権者、保証人の連名による誓約書が取り交わされており、その中には「誠実に返還の義務を履行すること」「強制執行の手続をとられても異議ないこと」がうたわれている。しかし、現在催告は返還がされている相手先(約10件)で期限が遅れた者に対してのみなされており、返還をしない者には催告は行われていないのが実情である。

(53) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの

山梨県奨学金貸付金(No49)に同じ

34. 市町村振興資金貸付金 (No53)

＜総務部 市町村課＞

【概要】

山梨県市町村振興資金条例に基づき、生活基盤整備事業等を市町村が円滑な財政運営のもとに実施できるよう設置されたものである。一般会計繰入金及び企業局借入金等を貸付金原資とし、貸付期間10年間の元金均等償還の条件で、市町村に貸し付けており、原則として、元利償還金の20%が補給される制度である。

【指摘または意見】

(54) 施行規則の様式を見直すべきもの

「山梨県市町村振興資金条例施行規則」に第一号様式から第八号様式の申請書等の様式が定められており、市町村は、この様式に基づき借入申込等の資料作成を行うことになっている。

しかし、実際の資料の様式は必ずしも、施行規則の様式に従っておらず、定められた様式の記載内容が欠落した部分が存在する。

実質的には、第二号様式「事業計画書」においては、事業効果の記載が必要となるが、現況の事業計画書においては事業効果の記載はない。事業効果は、貸付実行の可否選択をする上での重要な項目であるので、記載を省略すべきではない。

第四号様式「市町村振興資金融通事業実施状況調」においては、経費支出状況の記載が必要となるが、現況の文書には当該記載はない。支払状況の記載は、事業の実施状況を財務面で検証するための項目であるので、記載を省略すべきではない。支払状況の記載について必要性の有無を再検討する必要がある。

このように、形式的には定められた様式の雛型と現況の雛型が相違している。このため、実質的、形式的側面を検討し、様式の見直しが求められる。

(55) 工事完了の確認手続が必要なもの

市町村振興資金貸付は、年度末までに完成引渡された工事について債務確定したものとし、資金貸付を行うものであり、工事の完成引渡は、「市町村振興資金融通事業実施状況調」(山梨県市町村振興資金条例施行規則 第7条第3号)の添付により、確認することになる。

平成13年度の「市町村振興資金融通事業実施状況調」の中には、平成14年3月31日完成引渡予定と記載されたものがあり、実際に年度末までに完成引渡がされたか否か不明のものがあつた。

完成引渡が年度末直近となるものについては、工事竣工検査届等の追加書類の提出を求めること等の確認手続が必要と考える。

35. 辺地振興資金及び過疎地域振興資金 (No55, 54)

＜総務部 市町村課＞

【概要】

山梨県辺地振興条例に基づき、辺地住民の生活水準の向上を目的とする公共施設の充実を図るため、及び山梨県過疎地域振興条例に基づき、過疎地域の地域社会の基盤整備を図るため、辺地地域及び過疎地域を有する市町村に対し資金の融通その他の財政援助を行うことを目的としている。

- 貸付先：市町村
- 貸付額：辺地地域2億円、過疎地域3億500万円
- 貸付利子：財政融資資金の0.5%減
- 元利補給金：元利償還金の辺地地域55%、過疎地域40%
- 貸付期間：10年間

【指摘または意見】

(56) 条例施行規則に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの

「山梨県辺地振興条例施行規則」及び「山梨県過疎地域振興条例施行規則」に第一号様式から第八号様式の申請書等の様式が定められており、各市町村は、この様式に基づき借入申込等に際して資料の提出を行うことになっている。

しかし、平成13年度の貸付にあたって、下記の申請書等所定の書類を徴収及び保管等がされていない。

- ① 借入申請書 (第一号様式) が保管されていないもの
 辺地振興資金 : 韮崎市、長坂町、境川村
 過疎地域振興資金 : 中道町、三桒町
- ② 資金借入申込書 (第三号様式) に予算書の写しの添付がされていないもの
 辺地振興資金 : 大月市
- ③ 資金借入申込書 (第三号様式) に契約書の写し及び事業実施状況調書 (第4号様式) の添付がされていないもの
 過疎地域振興資金 : 秋山村